

東京都にお住まいの皆さまへ

授業料補助および、授業料以外の教育費の負担を軽減する制度への申請のお知らせです。

東京都では昨年度より授業料軽減助成金の所得制限が撤廃されました。

また、今回より就学支援金・臨時支援金の所得制限が撤廃されました！

満額を受け取るには、授業料軽減助成金および就学支援金・臨時支援金の両方に申請が必要です！

- ① 就学支援金 : 年収目安 910 万円未満世帯が対象
臨時支援金 : 所得制限(年収目安 910 万円以上)により就学支援金の対象外となる世帯
 ② 授業料軽減助成金 : 所得制限なし
 ③ 奨学給付金 : 生活保護(生業扶助)受給世帯または、住民税所得割非課税世帯

※年収はあくまで目安です。

① **就学支援金/臨時支援金**（国の授業料補助） **いずれか一方全員受給できます！**

〈支給対象期間〉

- ・就学支援金： 高校 1・2 年生 令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月分
 高校 3 年生 令和 7 年 7 月～令和 8 年 3 月分
 ・臨時支援金： 全学年 令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月分

〈申請の流れ〉 オンラインでの申請です！

申請期間: 6月30日(月)~7月14日(月)

1. 配布された「ログイン ID 通知書」に記載のログイン ID およびパスワードを入力し、e-Shien システムにログインしてください。〈<https://www.e-shien.mext.go.jp/>〉
2. 就学支援金および臨時支援金の受給の意向がある方は、収入状況の届出をしてください。

※申請期間を過ぎて収入状況の届出がない場合、就学支援金・臨時支援金受給の「意向なし」として取り扱いますのでご了承ください。

※就学支援金・高校生等臨時支援金の受給を希望しない場合は、学校事務室までご連絡ください。

e-Shien の操作で困ったら…

別添えの、

「高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金 よくある質問(Q&A)」

を確認してください。

e-Shien □ダイン画面



「収入状況提出方法」は選択制になっておりますが、必ず以下のいずれかの方法をお選びください。

- ①「**個人番号カードを使用して自己情報を提出する**」(マイナポータルでマイナンバーカードを読み取る方法)
こちらを選択すると、申請ごとに毎回自己情報の提出が必要となります。
マイナポータルのメンテナンス期間は使用できないため、ご注意ください。
- ②「**個人番号を入力する**」(e-Shien 上で直接マイナンバーを打ち込む方法) **☆推奨**
こちらを選択すると、一度認定された場合、次回以降の申請で再度入力する必要がありません。
チェックをすると入力欄が出てくるので、必ず間違いがないようマイナンバーを記入してください。

※「システム外で個人番号カードの写し等を提出する」は原則選択しないでください。

※行政機関に提出後、上記方法で税額が判明しなかった場合は、別途令和 7 年度課税証明書のご提出をお願いすることがあります。

3. 臨時支援金の意向登録申請をしてください。

※収入状況届出をした方で申請期間を過ぎて臨時支援金の意向登録申請がない場合、「意向あり」として取り扱います。

※就学支援金申請完了後、臨時支援金の申請をする前に画面を閉じると、ご自身で申請ができません。学校事務室にご連絡ください。

4. 以下に当てはまる方は追加で下記書類を適宜ダウンロードの上、返送用封筒にて提出してください。

- ・令和 6 年1月1日と令和 7 年1月1日の課税地が違う方(市外に転居された方) : 「課税地変更確認書」
- ・生活保護世帯の方 : 「生活保護受給証明書」

👉裏面もご確認ください

② **授業料軽減助成金**（東京都の授業料補助） **全員受給できます！**

〈対象者〉

保護者と生徒が、令和 7 年 5 月 1 日から申請時まで引き続き東京都内に住所を有している方。

〈支給対象期間〉

令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月分

〈申請の流れ〉 **オンラインでの申請です！**

申請期間：7 月 1 日(火)～7 月 31 日(木)

1. 配布された封筒内の「授業料軽減助成金(都の制度)の申請受付が始まります！」と書かれた**水色のパンフレット**をご確認ください。
2. 上記パンフレットを参照して、東京都私学財団ホームページから申請受付サイトにアクセスし、オンラインで申請してください。

③ **奨学給付金**（東京都の授業料以外の教育費補助） **対象者をご確認ください！**

〈対象者〉 次の要件を満たす世帯

(1) 令和 7 年 7 月 1 日現在、保護者が東京都内に住所を有していること。

(2) 以下いずれかの世帯に該当すること。

- ・生活保護 生業扶助(高等学校等就学費)受給世帯(令和 7 年 7 月 1 日現在)
- ・生活保護受給(生業扶助を受給していない)世帯
- ・住民税が「非課税」または「所得割額が 0 円(非課税)」の世帯
- ・所得割額が 10 万 5,500 円未満
- ・所得割額が 26 万 4,500 円未満の多子世帯(扶養する子が 3 人以上の世帯)

〈支給対象期間〉

令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月分

〈申請の流れ〉 **オンラインでの申請です！**

申請期間：7 月 1 日(火)～7 月 31 日(木)

1. 配布された封筒内の「奨学給付金の申請受付が始まります！」と書かれた**ピンク色のパンフレット**をご確認ください。
2. 上記パンフレットを参照して、東京都私学財団ホームページから申請受付サイトにアクセスし、オンラインで申請してください。

ご提出いただいた事項について確認事項がある場合、ご連絡させていただくことがございます。あらかじめご了承ください。

〈お問い合わせ先〉
横浜女学院高等学校 事務室
担当：齋藤・道林
Tel 045-681-7767